

# 甲種防火管理「再講習」が必要な防火管理者

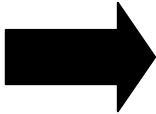
Yes 

No 

あなたが選任されている防火対象物は  
特定用途防火対象物 ( 1 ) ですか？



あなたは甲種防火管理講習 ( 2 )  
の課程を修了していますか？

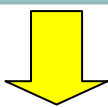
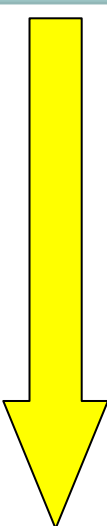


あなたの選任されている防火対象物の収容人員は  
300 人以上ですか？



管理権原が  
分かれていない場合

管理権原が  
分かれている場合



管理する権原の範囲は、収容人員が  
30 人以上の特定用途防火対象物 ( 6 項  
口は 10 人以上 ) または収容人員が 50  
人以上の非特定用途防火対象物です  
か？



受  
講  
義  
務  
な  
し

**受 講 義 務 あ り**  
( 但し、「受講しなければならない期間」( 資料 2 ) に該当しない場合は除く。 )

## 用語の説明

### (特定用途防火対象物・非特定用途防火対象物・甲種防火管理講習)

#### 1 特定用途防火対象物とは

消防法施行令別表 第1に掲げる防火 対象物の項別区分	防 火 対 象 物 の 用 途	
(1)項	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場
	ロ	公会堂、集会場
(2)項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等
	ロ	遊技場、ダンスホール
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)等
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)項	イ	待合、料理店等
	ロ	飲食店
(4)項	百貨店、マーケット、物品販売店舗、展示場	
(5)項	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)項	イ	病院、診療所、助産所
	ロ	老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、知的障害者施設等要介護者、重度障害者が利用する施設(通所施設は除く)
	ハ	老人デイサービスセンター、老人福祉センター等通所施設、障害者支援施設等のうち障害程度が軽いもの
	ニ	幼稚園、特別支援学校
(9)項	イ	蒸気浴場、熱気浴場
(16)項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部に前各項の用途部分を含むもの
(16の2)	地下街	

#### 2 甲種防火管理講習とは

都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は(財)日本防火協会等の総務大臣の登録を受けたものが行う甲種防火対象物の防火管理に関する講習

#### 3 甲種防火対象物とは

- (1)(6)項口の用途を含むもので収容人員が10人以上のもの
- (2)特定防火対象物の用途で延べ面積が300㎡以上、かつ収容人員30人以上のもの
- (3)非特定防火対象物の用途で延べ面積が500㎡以上、かつ収容人員50人以上のもの

#### 4 非特定用途防火対象物とは

特定用途防火対象物以外の防火対象物